

大 個 審 第 2 号
(答 申 第 7 7 号)
平成 1 7 年 5 月 1 0 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 17 年 2 月 9 日付け I T 第 1952 号で諮問のありました「大阪府電子申請システムにおける個人情報のオンライン提供」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、特に本システムにおける個別申請の内容が、申請業務の遂行上、申請者が確認画面を用いて、申請内容の補正を行う必要があるものと認められることに鑑み、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本システムにより、オンラインにより申請を受け付けるに当たっては、申請者の本人認証を厳格に行うとともに、申請者に対して到達番号及び問い合わせ番号を付与する等の方法により、申請者のみが申請の内容及び府からの通知文書の内容を閲覧できることとすること。
また、到達番号等の付与に当たっては、申請者に対し、当該申請者の事業所においてこれらを利用できる者を必要最小限の範囲にとどめ、第三者供与の禁止を徹底すること。
- 2 本件諮問において、本システムにより、オンラインにより申請者から収集する個人情報は、オンラインにより収集、提供がなされることについて本人の同意を得たものに限定することとし、申請者の従業員及びこれに準じる者の個人情報並びに公表されている個人情報以外のものについては、本人の同意書を送付させること。
また、本システムにおける申請者に対し、この旨を周知徹底し、厳格に運用すること。
- 3 本件諮問において、本システムにより、個人情報のオンライン提供を行う場合においては、センシティブ情報は取り扱わないものとする。
- 4 本システムの運用に当たっては、個人情報の慎重な取扱いに留意するとともに、個人情報が漏えいすることのないよう、システムのセキュリティの確保等に努めること。